「FOODEX JAPAN 2027」福島県ブース出展事業 業務委託仕様書（案）

１　目的

アジア最大級の食品・飲料展示会「FOODEX JAPAN 2027」に福島県ブースを出展し、海外輸出を目指す県内事業者の商談の機会を創出するとともに、県産品の更なる販路拡大を図る。

２　事業名称

「FOODEX JAPAN 2027」福島県ブース出展事業

３　実施期間

契約締結の日から令和９年３月２６日（金）まで

４　業務内容

（１）　福島県ブースの施工及び撤去

以下条件によりブースの設営及び撤収を行うこと。なお、主催者への出展申込み及び出展料の支払いについては甲が行うものとする。

ア　実施場所

〇場所：東京ビッグサイト（東京都江東区有明３丁目 11-１）
FOODEX JAPAN 2027 「にっぽん食輸出展」カテゴリー

〇面積：４小間（約 35.3 ㎡　３面開放）

イ　実施時期

〇会　　期：令和９年３月９日（火）～12 日（金）

〇搬入・施工：令和９年３月６日（土）～８日（月）

〇搬出・撤去：令和９年３月 13 日（土）

ウ　ブース仕様

〇出展者数：８者程度

※出展募集については別途甲が実施するとともに、申込者数等を踏まえ、最終的な出展者数は甲が決定するものとする。

〇デザイン：福島県のブースであることが認識しやすいほか、遠くからでも海外バイヤー等の来場者の注意を引き、興味を持って立ち寄りやすいデザインとすること。

〇サ イ ン：来場者にとって視認性の高い「福島県」サイン及び出展者名の統一サインを設置すること。

〇ブース仕様：出展者数や出展内容に応じて、全ての出展者にとって効率的に商談が実施できるレイアウトとすること。また、床はパンチカーペット敷きとすること。

※備品については、その他必要・有益な備品の追加も可とする。

〇そ の 他：出展者数及び出展内容に応じて、必要な設備（テーブル、椅子、試飲・試食用シンク及び手洗器（消毒付き）、食品類保存用の業務用冷蔵庫、共同ストックスペース、コンセント、ゴミ箱等）を手配すること。

※出展事業者から追加備品等の要望があった際は、出展者負担での手配を原則とし、甲乙協議の上対応を検討することとする。

（２）　商談用資料の作成及び事前説明会の開催

ア　出展内容の取りまとめ

各出展者と直接やり取りし、出展内容（会社情報、商品情報等）について取りまとめるとともに、内容について質問等があった際は適切に助言すること。

イ　商談用資料の作成

展示会にて円滑かつ効果的な商談が実施できるよう、各出展者と調整の上、予め商談用資料（FCP シート等）を作成し、必要な部数を準備すること。

ウ　事前説明会等の開催

各出展者において円滑に出展準備ができるよう、事前に出展者向けのオンライン説明会を開催すること。なお、新規で輸出に取り組む出展者及び輸出経験の乏しい出展者が含まれる場合、それらの事業者を重点的にサポートできる内容及び方法とする。

（３）　パンフレットの制作

ア　規格等

○サ イ ズ：Ａ５　２つ折り

○デザイン：海外バイヤー等へ向けとして魅力的かつ、出展ブースデザインと調和のとれたデザインとすること。

○カ ラ ー：フルカラー

○言　　語：日・英（併記）

○部　　数：１０００部

イ　校正

デザイン校正２回、文字校正１回

ウ　納期

令和９年２月２６日（金）まで

※サンプルとして数部を甲へ事前に納品し、残りは設営時にブースへ直接納品を想定すること。

（４）その他

ア　契約締結後､出展者や主催者との出展に係る調整については全て乙が直接行うこととし、その調整状況について逐次甲へ共有すること。

イ　各種施工及び撤去にあたっては、主催者事務局（一般社団法人日本能率協会）が別途配布する「出展の手引」を遵守するとともに、ブース施工等に必要な提出書類の作成や各種申請等について適宜対応すること。

ウ　各種施工及び撤去に伴う電気・給排水供給幹線工事（二次側幹線工事）を実施するとともに、二次幹線工事費（電気・水道使用料含む）を本事業内にて負担すること。

エ　県公式 WEB サイト（例：【ふくしまの酒】https://www.fukunosake.com）、及び各関係団体 SNS との連携、関係者との調整、制作における翻訳等、本業務に必要な一切の業務を行うこと。

オ　その他、事業実施に付随する業務が発生した場合は甲乙協議の上実施すること。

※留意事項

・業務の一部を第三者へ委託する場合、委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、委託先への指示、業務管理を徹底すること。
・本紙に記載のない事項について、業務が発生した際には、甲と協議すること。
・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
・本事業により作成した動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真、チラシ、画像等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。

５　成果品

（１）実績報告書（正副本　１部ずつ）
（２）その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

６　提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

・着手届
・完了届
・実績報告書（成果品）
・収支決算書（成果品）
・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

７　事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

８　その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。